

独立行政法人大学入試センター創立記念日の制定に関する規則

〔平成13年4月1日〕
規則第51号

独立行政法人大学入試センター創立記念日の制定に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）の創立記念日を制定することを目的とする。

(創立記念日の制定)

第2条 センターの創立記念日は、独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第116号）附則第8条の改正前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第三章の四に規定される大学入試センターが国立学校設置法の改正により設置された昭和52年5月2日に因み、5月2日とする。